[研究ノート]

アートとケアの接点を支えるのは誰か

~高齢者施設における芸術体験活動に関する環境整備・考~

古賀弥生(活水女子大学文学部現代日本文化学科 教授)

1.はじめに

日本国内で高齢者施設にアーティスト等を派遣し芸術体験ワークショップ等を行う活動は、NPO等の取り組みに端を発し、すでに10年以上継続されている。近年では文化施設による高齢者を対象とした事業にも、従来の「鑑賞機会を届ける」タイプのアウトリーチとは一線を画す、さまざまな芸術分野にわたる体験活動も交えたものが出てくるなどゆるやかながら広がりを見せつつあり、今後さらに拡大していくものと思われる。

「鑑賞機会を届ける」だけではない活動というのは、高齢者の能動的で創造的な参加を促すものであり、アーティスト等とともに創作活動を行うなどの内容を含む。特に高齢者施設に入居、通所している高齢者にとっては、地域の文化施設等へ自らアクセスすることが身体的に難しい場合が多く、文化芸術振興基本法で生まれながらに保障されている文化権を享受するためにはアーティスト等の訪問が重要な機会となる。また、鑑賞に留まらない体験型の活動に参加すると、高齢者の失われたと思われていた能力が引き出され、表情が豊かに、言葉が出せるようになり集中力が高まるなどの、それまでに見られなかった様子が観察される。人生の最終ステージまでQOL(Quality of life)を高められる生活を送るために、アート及びアーティスト等と高齢者の出会いの機会を創出する意味は大きい。

しかし、このような活動を展開するには資金面や施設における受け入れ態勢などいくつかの 課題もあり、現状では一気に加速するような状況とはいえない。

アーティスト等が芸術文化の領域以外で体験型活動を行うことについては、高齢者施設へのアプローチとほぼ同時期に学校への派遣事業も始まっている。学校、高齢者施設のいずれの場合も、コーディネートを手掛けるNPO等の活動により実施の場が開拓され、企業、行政等が資金面を含め側面から支える、という構図は共通している。学校へのアーティスト等派遣事業は学習指導要領の改訂(総合的な学習の時間の導入)を機に広がり、現在は、順風満帆とはいえないまでもある程度の進展が見られる。果たして高齢者対象の場合はどうか。

本稿では、アートとケアの接点を創出し持続可能な仕組みづくりを促進する観点から、高齢者施設におけるアーティスト等による体験型活動を推進する環境整備のあり方について学校へのアーティスト等派遣事業の場合と比較しながら論じる。まず、学校へのアーティスト等派遣事業についてその経緯と特に環境面の現状を概観し、続いて高齢者施設への同種事業について早期から取り組んでいる特定非営利活動法人芸術資源開発機構と一般社団法人アーツアライブの2団体の運営面を中心とした分析を行い、また、この2団体を先例として近年、高齢者施設へのアーティスト等派遣を開始したアートサポートふくおかの事例も含め、高齢者の芸術体験活動に関わる活動、特に施設へのアーティスト等派遣について課題を整理する。学校と高齢者施設、それぞれへのアーティスト等派遣を支える環境をかんがみて、資金面でのサポートを得るだけでなく多くの人々に機会を提供するための制度設計と運営は行政に期待せざるをえない。

その場合、高齢者施設へのアーティスト等派遣は高齢者行政、文化行政のいずれの枠組みで 取り組まれるのか、現況と展望をまとめる。

高齢者とアートに関わる先行研究では、病院・施設等における実践事例や成果検証の試みは 見られるものの、環境整備に着目した点が、本稿独自の視点である。

なお、本稿の目的が環境整備の促進に関することであることから、現場で起こっているアー ティスト等と高齢者の活動についてリアルな描写が含まれないことをお断りしておく。

また、本稿において政策とは、「政策 – 施策 – 事業」の一連の過程を包含したものであり、その主体は行政のみならず NPO、企業等も担いうるとの考え方から、もっぱら行政が行う政策活動は「文化政策」ではなく「文化行政」と表記をしている。

本稿における「芸術体験活動」とは、上述のとおり「鑑賞機会を届ける」だけでなく参加者の創造性を引き出しQOLの向上につながるような内容を有するものを指す。芸術の魅力を伝えることにより最終的には文化施設の顧客を獲得することを目指すものや、文化施設に足を運ぶことができない人々のところに芸術を届けるという意味における「アウトリーチ」とは一線を画すものである。したがって、内容が鑑賞活動であっても、鑑賞者の創造性やQOLに作用する活動と認められるものは芸術体験活動の一環として本稿の考察の対象とする。また、このような活動の担い手は必ずしもアーティストだけでなく、ファシリテーター、エデュケーターと呼ばれる存在も重要なアクターとなる。そのため本稿では「アーティスト等」と表記する。

2. 学校へのアーティスト等派遣~環境面からの整理

高齢者施設での芸術体験活動の進展を図るための環境整備を考える本稿の趣旨から、比較対象として想起されるのは、高齢者対象と同様2000年前後から動きが始まった学校へのアーティスト等の派遣である。芸術と社会の他の領域がつながる活動として、この十数年で大きな進展を遂げてきた教育分野での取り組みを振り返り、高齢者施設での芸術活動への示唆を得ることとする。

教育分野でのアーティスト等の活動としては、文化施設と教育行政の連携によるもの、文化団体やアートNPOの独自の取り組みによるものなどさまざまな事例がある。ここでは、子どもたち、あるいは学校とアーティスト等の出会いと関係の進化についてわかりやすくまとめられた、大澤寅雄による「アーティスト×こども」(トヨタ自動車とNPOが運営するアートと子どもの総合情報サイト)のコラムを参考に、学校へのアーティスト等派遣の歩みを振り返ってみる1)。

2000年前後、総合的な学習の時間を契機として学校への外部人材の導入が進み、アーティスト等も学校の授業や行事に入りやすくなった。教育とアートの接点は、媒介となるアートNPOの活動を企業、行政が支えてきた。実施校数は劇的に伸びてはいない(芸団協調査による)ものの、国、県、市町村そして公立文化施設それぞれが学校への芸術家派遣を制度化し、あるいは企業が資金面で支える状況は定着している。

国に関しては文科省が2010年、「児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験(芸術家派遣)」を開始し、現在は文化庁が「文化芸術による子供の育成事業」の枠組みのなかで実演団体の学校への派遣等を担っている。

一方、自治体行政については予算、体制とも教育行政のなかではなく文化行政側(公立文化施設の活動を含む)からのアプローチに教育委員会が「連携・協力」した形で進み、10年以上経過した現在もその構図は大きくは変わっていないように思える。

例えば、横浜市で子どもの芸術体験の機会を保障するために大きな役割を果たしている「横浜市芸術文化教育プラットフォーム」は、特定非営利活動法人STスポット横浜、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団、横浜市教育委員会、横浜市文化観光局の4者が事務局として連携しており教育委員会も積極的な役割を果たしているが、事業及び予算は文化観光局の「横浜の未来を担う次世代育成の推進~クリエイティブ・チルドレン~」に位置付けられている²⁾。

また、東京都でダンスや演劇、音楽などの分野で活動するプロの現代アーティストを、小中学校やホール・文化施設などに派遣し、ワークショップと作品創作を行う「パフォーマンスキッズ・トーキョー」は、主催がアーツカウンシル東京(公益財団法人東京都歴史文化財団)と特定非営利活動法人芸術家と子どもたち、助成・協力が東京都となっている。アーツカウンシル東京を所管するのは都生活文化局であることから、文化行政分野が主な役割を担っているものと思われる。

このように、子どもたちや学校とアーティスト等の接点を創出する事業の現場を担うのは NPO、文化施設等であり、それを資金面から支えているのは企業、行政である。さらに制度面では、教育行政ではなく文化行政の範疇で取り扱われている。

3. 高齢者施設での体験型芸術活動~現状と課題の整理

高齢者が自ら取り組む体験型のアート活動を行う事例については、吉本光宏のレポートが詳細に伝えている。吉本レポートでは高齢者の芸術活動を行う5団体、高齢者とアーティスト・アートの出会いを推進する団体等5団体を取材、紹介しており、このような活動の現場の様子や効果についても生き生きと描いている。そのなかでも特定非営利活動法人芸術資源開発機構(ARDA)と一般社団法人アーツアライブの活動は、高齢者施設へのアーティスト等の派遣をコーディネートする先駆的な民間団体の活動事例として注目に値する。この2団体の活動については吉本レポートのほか、さまざまな媒体で紹介されているが、高齢者施設における体験型芸術活動を取り巻く環境の現状と課題という観点から、あらためて両団体の代表者に話を聞いた。その内容を踏まえ、課題について検討をしていく。

また、この2団体の活動を先例として高齢者施設へのアーティスト等派遣事業を2年前から 開始したアートサポートふくおかの事例も合わせて検討する。

3-1. 特定非営利活動法人芸術資源開発機構(ARDA) 3)

ARDAでは地域のさまざまな施設へアーティスト等によるアートワークショップを届ける活動を「アートデリバリー」と称しており、活動開始時から主な対象は高齢者施設であった。造形、絵画、音楽、ダンス等、1999年の活動開始からすでに100回を超える実施回数を数える。2012年1月に開催した高齢者アートデリバリーの普及のためのシンポジウム「アートで介護 アートがひらくケアの可能性」は10年余りの活動の集大成でもあり100名を超える参加を得るなど盛り上がりを見せた。しかし、代表理事の並河恵美子によれば高齢者施設側からアートデリバリーを実施してほしいという要望が寄せられることはほとんどなく、「10年経ったらその後はもうちょっとアートと高齢者福祉の関係が社会に広がるかと思っていたのに、まだまだ苦戦している」4)。例えば、高齢者施設で提供されるサービスは介護保険により実施されているが、作業療法士等の活動は介護保険制度の範疇で実施できてもアーティスト等による活動は入らない。施設側に説明しても、作業療法士や地域のボランティアの活動とアーティスト等による活動の違いを理解してもらえず、アーティスト等の謝礼などの経費を手当てできない、あえて新しい活動を

受け入れようとはしない、などの問題が起こっている。施設側のこの種の活動に対する認識不足は経費に関わる側面以外でもバリアとなる場合がある。ARDAでは高齢者施設での活動に先立ち介護士を対象とした体験講座と綿密な打合せの実施を重視しているが、その時間を十分に割いてもらえなかったことに起因する活動現場のトラブルも経験しているという。介護の現場における人員不足等厳しい現状がここにも影響していると考えられる。

ARDAの高齢者施設へのアートデリバリーは東京都杉並区・港区、埼玉県など行政との連携のほか、ファイザー製薬など企業の助成を受けながら実施されてきたが、近年の活動は、行政の子育て支援施策に呼応した親子対象、保育園へのアートデリバリーが中心となっている。

3-2. 一般社団法人アーツアライブ 5)

アーツアライブの活動は1999年、高齢者施設で美大生が個室の部屋ごとに和紙の障子絵を制作したところから始まった。東京都を拠点に医療福祉でアートの持つ可能性に挑戦し続け、全国の自治体、社会福祉協議会、医療法人、小学校、児童館、美術館を含む多くの機関、そして約300名のアーティストや美大生と協働し、プログラムを作り上げている。

高齢者との活動については現在、力を入れているのが認知症の方々を対象としたアートコミュニケーションプロジェクトである。ニューヨーク近代美術館の全面協力を受けてアーツアライブが実施する認知症とその家族、及び介護士が一緒に受けることのできる双方向性アート鑑賞プログラムを美術館や施設で実施し、このプログラムを実施できるエデュケーター養成のマニュアル作成も力を注いでいる。

アーツアライブの活動は、行政からの事業受託、企業系公益財団法人からの助成等で支えられている面もあるが、可能な限り受益者負担を原則としビジネス化を目指す方向にある。代表理事の林容子は、ほとんどが単年度で終了する日本の助成制度の問題点や「広く浅く」になりがちな行政との協働事業の課題をクリアし、継続的に事業展開するにはビジネス化が不可欠であるとし、プロのアーティストや鑑賞プログラムのために専門的に養成されたエデュケーターによる活動をボランティアと峻別する必要性を強調している。ビジネスとしての展開には当然、質の高い活動プログラムの提供やボランティア活動との違いを科学的に示す根拠が必要とされる。そこで、経済産業省地域ヘルスケア産業創出推進補助事業(2013年度)として独立行政法人長寿医療研究センターと共同で成果検証も実施しており、上述のアートコミュニケーションプロジェクトについて認知症の危険因子であるうつ状態の改善と短期記憶力の改善の兆候が見られたという。

ビジネス化の進展は道半ばではあるものの徐々に進められているが、もうひとつの課題として、現場の担い手であるアーティストや鑑賞プログラムのエデュケーターが不足している点が挙げられた。現状では供給できる人材に限りがあるため、現在は実施の場を積極的に開拓するより人材養成に力点を置いているという。

3-3. アートサポートふくおか 6)

アートサポートふくおかは2002年に設立された任意団体で、「誰もが芸術文化を身近に楽しめる環境づくり」をミッションとしている。設立当初から「子どもの芸術体験の機会拡大」を事業の柱のひとつとし、学校等へのアーティスト等派遣事業と行政との協働による派遣事業の制度化を推進してきた。2013年度からは高齢者施設へのアーティスト等派遣事業も開始し、事業継続

の方策を模索する中で後述の宗像市との連携が始まり、文化行政の施策と連動した展開となった。財源はアートサポートふくおかによる各種助成申請、自己資金である。2014年度は日本財団と福岡文化財団の助成を受けて福岡県内6施設で14回の活動を実施、あわせてアーティスト等の研修と高齢者の芸術体験の意義を伝えるセミナーの開催も行った。とはいえ単年度の助成であり、基盤の不安感はぬぐえない。しかし、人々のライフスタイルにアートが浸透しているとは言い難い地方都市の現況下でビジネス化を図れば、アーティスト等との豊かな体験を享受できるのは一部富裕層のみということになりかねず、どのような状況にあっても最後までいきいきとした人生を過ごしてほしい、という、事業目的を達成することができない。高齢者のQOL向上という公共性の高い領域であることから、(広く浅く、は好ましくないが)広くあまねく行き渡らせることが得意な行政との連携を継続させることを選択している。

ただし、将来にわたる安定的な活動継続を考えるなら、一部ビジネス化することも必要であろう。利益を上げることが可能な分野で稼ぎ、難しい分野に分配する、それでも足りないものは助成金等で補てんする、という流れを想定している。ただし、無料で始めたサービスを途中から有料化することは困難であることも考えられる。当初から有料サービスとして開始して受益者負担が困難な層へも浸透させていくか、行政との連携により(施設・高齢者にとっては)無料で普及させ、より付加価値の高いサービスを有料化するのか、悩ましいところである。

3-4. 高齢者の芸術体験活動、その課題

ARDAとアーツアライブはいずれも10年以上にわたり東京都内を中心とした地域で高齢者施設へのアーティスト等派遣や高齢者の体験型芸術活動を展開している。アートサポートふくおかはこの2団体の活動を先例として、福岡県内での同趣旨の活動を最近になって開始した。3団体の活動をめぐる状況を踏まえ、この種の活動について課題を述べると以下のとおりである。

①高齢者の能動的な芸術活動の意義に対する低い認知度

高齢者施設はボランティアの「慰問」、芸術分野の専門家による「アウトリーチ」の活動先の定番となっており、高齢者がアーティスト等とのコラボレーションによって創造性を発揮する可能性について、行政や高齢者施設の関係者には認識が薄い。近年、子どもを対象としたアーティスト等の活動に関しては、未来を担う子どもたちのために、という教育分野への「投資」の必要性が認識されつつあるが、高齢者のための活動はそうした認識とは別次元の「娯楽・レクリエーション」という範疇から抜け出ていない。高齢者の能動的な活動を引き出すタイプの活動に関する認知度がまだまだ低いことが大きな課題である。本来であればこうした活動によって高齢者の機能回復や精神的安定が得られ、介護にあたるスタッフのストレス軽減にもつながるはずだが、そのようには認識されていない。

このこととも関連して、高齢者対応の専門家としての作業療法士等が存在する施設等へのアプローチの困難さも指摘される。高齢者施設には介護士のほか、作業療法士等、国家資格を有する人々が存在する。高齢者のことをよく知る専門家として誇りをもって働いている人々であるがゆえに、他分野の専門人材を受け入れにくい気風が生まれているようにも感じられる。

②高齢者の創造性を引き出すアーティスト、エデュケーター、つなぎ手としてのコーディネーターの不足

高齢者との活動の現場では、事前にさまざまな情報収集をしていても思わぬことが発生し、 場合によっては高齢者にとって危険なことも起こりかねないで、そのような状況を踏まえて、その場 の参加者から最大限の可能性を引き出す活動は、アーティストとしての通常の活動経験に加えて高齢者との活動に関する経験と高度な専門性、コミュニケーション力が要求される。そのため、信頼して現場を任せることができるアーティストは多くないのが現状である。また、施設側とアーティストをつなぎ、活動現場の実施体制を整える役割を負うコーディネーターも不足している。

エデュケーターについては、アーツアライブの鑑賞プログラムにおいて作品と高齢者をつな ぐ高度な専門技術を身につけた人材であり、やはり人材不足が課題として挙げられている。

③継続的な活動を支える資金の不足

これらの活動は行政、企業の資金によって支えられているが、何年も継続した助成や事業委託は例が少ない。介護保険の対象に入らないということもあり、不安定な経済基盤を抱えたままで活動を続けるのは大変な困難を伴う。不安定なままの活動継続は、コーディネートを担当する団体の経営を疲弊させることにもつながる。

ビジネスとしての展開と企業・行政からのサポートのバランスのとり方等、これらの課題を解決する運営の方策に決め手はみつからない。しかしながら、財源確保のためだけでなく、居住する地域における事業展開を「制度」として多くの人々に保障するためには、学校へのアーティスト等派遣事業と同様に行政の政策として位置付けをする必要があるのではないか。

以下、行政の政策として高齢者の芸術体験活動が取り入れられる可能性を探ってみたい。

4. 行政の高齢者政策と芸術体験活動

高齢者政策において、現在重視されているのは、ひとつは可能な限り地域で長く生活することを支える仕組みづくりであり、もうひとつは元気な高齢者を増やすこと、すなわち介護予防であると思われる。

前者の「地域で長く生活し続ける仕組み」は「地域包括ケアシステム」として厚生労働省の推進する施策となっており、国から県、市町村に至るまで計画策定、事業運営が進められている⁸⁾。

また後者の介護予防については、機能回復訓練のような高齢者本人に対する働きかけだけでなく、地域において生きがいをもって生活できるような地域づくりとの関連を重視した施策として展開され、地域の実情を把握している市町村が主体的に取り組むこととされている⁹⁾。

上述のアーツアライブが2015年度に対話型鑑賞プログラムを実施している「港区みんなとオレンジカフェ」も認知症の進行予防を目的のひとつとしており、認知症初期の人やその家族の相談に応じるとともに、交流の場として運営されている。同カフェは5カ所を巡回しながら月1回実施されており、認知症の早期発見など、認知症の人にやさしい地域づくりを目指している10)。

本稿で扱う高齢者の芸術体験活動はセラピーやリハビリとは一線を画すものだが、認知症予防や介護予防の現場で活用できる可能性は開かれている¹¹。

施設・地域で、誰でも尊厳をもった人生を全うすることを支える環境づくりは重要なことである。ただし、今まさに進展しつつある超高齢化社会に対応を迫られている現在の高齢者政策では取り組みが後手に回っているように思える。高齢者政策とアートとの接点を創出することは、この点に重要な役割を果たすはずである。認知症・介護予防の目的に沿う活動だけでなく、最後のステージまでQOLを保障し向上させる芸術体験活動の進展を高齢者政策に働きかけることが必要である。

5. 文化行政の展開~領域の拡大

文化行政の領域においては近年、文化や芸術と他の領域の関連が重視されており、教育、医療、 福祉、まちづくり等の領域に拡大したさまざまな事業展開が行われるようになっている。

文化芸術振興基本法に基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針」は2015年5月に第4次基本方針が閣議決定された。この第4次基本方針では、「我が国が目指す『文化芸術立国』の姿」として4点が掲げられ、その1点目は「子供から高齢者まで、あらゆる人々が我が国の様々な場で、創作活動に参加、鑑賞体験できる機会等を、国や地方公共団体はもとより、芸術家、文化芸術団体、NPO、企業等様々な民間主体が提供している」となっている。また、「文化振興の基本理念等」として、「社会的包摂の機能」を包含することが明記されている12)。

地方自治体においても、社会的包摂の考え方を含む、文化や芸術の力を社会のさまざまな領域で活用する施策を展開する方向へ向かっている。上述のARDAやアーツアライブが実施してきた事業にも、自治体における施策の一環として事業を受託したものがある。

そのなかの一例として、アートサポートふくおかが連携している福岡県宗像市の文化振興に関する施策・事業の指針を定めた「芸術文化のまちづくり10年ビジョン」(2011年2月策定)¹³⁾ を見てみると、①文化芸術に親しめる環境整備②文化芸術のための人づくり③文化芸術を活かしたまちづくり④文化芸術の保存・活用・継承の4つの基本理念のもと、5つの基本目標、短期・中期と実現時期を区切った22の重点プロジェクトと、その先に実現を目指す5つの長期展望が示されている。このうち基本理念③文化芸術を活かしたまちづくりの中期プロジェクト(ビジョン策定5年以内の実現を目指す)として「文化芸術の他分野への活用」が位置付けられ、プロジェクトの目的・内容は「文化芸術が持つ力を教育、医療、福祉など他分野へ活用し、相乗効果を生み出す」とされている。この「文化芸術の他分野への活用」を実現する具体的な事業として、上述のようなアートサポートふくおかと連携した高齢者施設へのアーティスト等派遣が2014年度から始まった。文化振興を所管する部署から高齢者担当の部署への協力依頼が行われ、高齢者担当課から活動を受け入れてもらえそうな施設を紹介され、アートサポートふくおかが現場に入っていった。この事業では、演劇、ダンス、美術等のジャンルから4団体のアーティストによる5回のワークショップ(施設職員のみを対象としたものを除く)が宗像市内の高齢者施設で実施され、2015年度も継続している。

また、地方自治体によって設置された文化施設でも新たな取り組みが開始されている。文化施設から高齢者施設へのアプローチといえば、音楽分野を例にとれば高齢者施設に居ながらにして生演奏が楽しめる出前コンサートを中心としたアウトリーチ活動が定番であるが、これまでの鑑賞の機会を提供するタイプの活動とは一線を画し、高齢者の能動的な参加によって成立するワークショップ型の活動が広がりつつある。

公立文化施設による取り組みの一例としては、熊本県立劇場が2014年度に実施したモデル事業にふれておきたい¹⁴⁾。熊本県立劇場でもアートの可能性を社会にどう生かせるのかをテーマに取り組みを進めており、高齢者へのアプローチを検討した結果、熊本保健科学大学と連携した事業が行われることとなった。大学側の協力のもと、作業療法士を目指す学生を対象とした芸術ワークショップを実施したうえで、学生の実習先である高齢者施設にもアーティストが出向き、音楽やダンス、演劇等の分野の活動を行った。

2012年に制定された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(劇場法)¹⁵⁾では前文に「劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわりなく、

全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない」と明記され、文化施設の社会的包摂機能に言及している。劇場法に定められた文化施設(ホール)の役割を考えれば、熊本県立劇場の試みは、今後多くの文化施設に波及していくものと思われる。

これまで述べてきたように、文化行政の領域は文化・芸術そのものを振興するだけでなく、文化や芸術の持つ力を社会の幅広い分野に活用し地域や社会を活性化していく方向に拡大しつつある。芸術振興政策に関しては、政府による芸術支援の根拠が経済学の領域からさまざまに議論され、芸術の経済的インパクトや教育効果等が挙げられてきたが、現在の流れは経済・教育のみならずまちづくり全般に文化・芸術に関わる活動を関連付けつつある。

高齢者とアートの接点を創出する活動についてもこの流れと無縁ではなく、すべての人が潜在的な能力を発揮してその人らしく生きられる社会を創出するための活動として、文化行政の施策や文化施設の事業の中で今後も進展していくことになるものと思われる。

6. 高齢者施設へのアーティスト等派遣を推進するために必要なこと ~学校教育での展開を先例として

これまで、アートの力を社会のさまざまな領域で活用する他の例として学校教育でのアーティストによる活動のあゆみ、高齢者施設へのアーティスト等派遣の現状と課題、そしてこのような動きを支える行政分野の政策について概観してきた。

本稿の目的である、高齢者施設における芸術体験活動のための環境整備について、学校教育での展開と考えあわせてみると、今後その推進のために必要とされることは現場レベルと行政政策レベルとの2段階でそれぞれ以下のような点が指摘される。これらは相互に連関しあっており、同時並行の取り組みが求められる。

【現場レベル】

①活動の成果をわかりやすく可視化する

学校でアーティスト等派遣が受け入れられやすいのは、「先生にはできない」「アーティストにはできる」分野であることが多い。そのことで、教育の専門家である学校教員と連携した授業プログラムづくりが円滑に進む面がある。高齢者施設においても施設職員ではできない、外部人材を招かざるをえない部分は何かを示さなければ、特に施設側に芸術体験活動を導入するモチベーションが起こらない。

学校では子どもの反応や感想文などで当事者の受け止め方を比較的明らかにしやすい面があり、また、成長途上の子どもたちを対象とした活動はその成果を長期にわたる視点で見守る姿勢を持ちやすい。しかし高齢者の場合は反応が薄く、また、施設職員から「10分後には今やったことを忘れている」と言われる場合もある高齢者には、アンケートに回答してもらうことも困難なことが多い。だからこそ、このような活動を担うコーディネーター等が、知恵を絞って検証の方法を考え出す必要がある。

上述のとおりアーツアライブでは医療分野の専門家と共同で成果検証を実施しており、ARDAではファイザー製薬の助成を得て2010年度、アートデリバリーの評価について心理学、高齢者福祉、文化政策等の専門家5人の視点から分析し報告書として公開している¹⁶⁾。このような検証を折に触れ行い、広く知らせる努力が求められる。

②活動を担うアーティスト、コーディネーター等を育成する

高齢者とともに専門性の高い活動を担当できる人材としてのアーティスト、ファシリテーター、エデュケーターそしてコーディネーターは、そう多くないのが実情である。現場を創出しながら人材育成にも取り組む必要がある。ただし、学校に派遣されるアーティスト等や諸調整を担うコーディネーターは、行政の政策により制度化され活動に伴う経済的な基盤がある程度整備されたことで、その数が増えた印象がある。その意味では、下記の政策レベルへの働きかけも同時に必要とされる。

創造性を刺激し、コミュニケーション能力を高める美術鑑賞を担うエデュケーターについては、アーツアライブがニューヨーク近代美術館の協力により養成マニュアルを作成するなどその育成に力を注いでいる。アーティスト、コーディネーター等の養成に際してはマニュアル作成を想定することは難しい面もあるが、アーツアライブの人材養成と養成後の認定システムは参考になる部分がある17)。

③縦割り行政に外部から横串を刺す

②に関連して、下記の政策レベルでの取り組みを促進することも現場の担い手であるコーディネーターに期待される役割のひとつである。高齢者施設での芸術体験活動は、行政内での福祉担当部署と文化担当部署の連携が必須であるが、現実には古くから変わらない行政の縦割り体質に阻まれてしまうことが容易に想定される。学校へのアーティスト等派遣ではこういった場合、教育行政と文化行政の担当者それぞれとアートNPOのコーディネーター等がつながりを持ち、結果的に外部の人材であるコーディネーターが行政内部をつなぐ役割を果たすことも珍しくない。福祉行政と文化行政の関係も同様に、内部でつながりが持てないのであれば外部から横串を刺すような作用も求められる場合があると思われる。

【行政の政策レベル】

①介護保険制度等、高齢者政策での位置づけを図る

上述のとおり、現行の介護保険制度では作業療法等と違い、アーティスト等による活動は位置づけがなされない。介護保険とはまた別の枠組みが必要かもしれないが、介護予防やQOLの向上を目的とするさまざまな体験型活動をメニューとするサービスが提供されるよう、高齢者政策への働きかけが求められる。この点は、現状の高齢者行政を見ると険しい道のりに思えるが、国民・市民に必要なサービスを保障する制度設計の必要性を説き続けなければならない。

②「文化のまちづくり」の福祉分野への展開を促進する

文化行政の領域拡大に沿った働きかけが効果的であると思われる。近年、新たに文化振興計画等を策定・改訂する自治体においては、社会的包摂に関わる文言をとり入れることは必須になりつつある。しかし、実際にはどのように理念を実現すればよいのか、行政側は戸惑う場合もあるだろう。学校へのアーティスト等派遣にコーディネートを務めるNPO、文化施設等の存在が必要であるのと同様に、高齢者施設への展開もまた、現場の担い手が先んじて活動を展開し、その様子を行政にアピールし連携を求めることが必要である。

また、文化や芸術の力を福祉分野に導入することが介護の現場を変える可能性もあることから、前述の熊本県立劇場の例のように福祉系の大学と連携し、これから福祉の現場に出ていく学生の教育にアーティストのワークショップ等を導入することも行政や公立文化施設からの働きかけがほしい。

さらに、事業の継続的実施を可能にするためには、単年度の事業助成等ではなく、行政の政策に

位置付けてアーティスト等派遣事業を制度として実施できるようにすることが求められる。NPO等は 現場のコーディネート業務だけでなく行政に対し制度化に向けてのアプローチを行う役割も負う。

③文化政策・施策の策定に関わる仕組みを改革する

上記②のような展開を促進するためには、行政の文化政策・施策を立案、運用及び検証する 仕組みも再検討されなければならない。地域によって事情は異なるが、「文化のまちづくり」といっ た概念や社会的包摂と文化の関わりについての議論の素地がない自治体もあるのが現状である。

文化政策・施策の策定については、多くの自治体で文化振興審議会等の機関における議論がベースとなるが、「文化のまちづくり」のような文脈での施策等の展開を構想するには、この機関の構成員(委員)として文化政策の現代的な潮流を把握している研究者やアートNPO関係者等の参画が必要である。しかしながら、現実にはこのような人材は大都市に偏在していることが多く、どの自治体でも審議会等の委員として委嘱できる状況にはない。

こうした現状を打開するひとつの方策として、県または県境をまたぐ広域自治体でその地域の特色を踏まえながら文化政策の展開を検討する機関を設け、その機関あるいは機関を所管する自治体等と市町村の情報共有を行う仕組みをつくってはどうか。広域自治体であれば、専門的人材を確保できる可能性も高い。広域的なアーツカウンシルともいうべき仕組みを創設することにより、②で述べた取り組みも促進されると考える。

7.まとめにかえて

広井良典は『創造的福祉社会―「成長」後の社会構想と人間・地域・価値』のなかで、経済成長後の創造的福祉社会(現代及び近未来)では一人ひとりが潜在的に持っている可能性の実現こそ福祉であるとの考え方がベースとなる、と述べている(p265)。これは、文化政策の領域拡大の理論的根拠のひとつである創造都市論の現在的帰結でもある社会的包摂の考え方と重なり合うもので、この考えに沿えば福祉(ケア)と文化を融合させる政策が当然に必要となる。

現在の行政における高齢者関連行政の中心課題は不足している施設の整備と地域におけるケアの実現、介護予防策の推進である。そこに文化的な取り組みを持ち込んでもなかなか反応しないのが現実である。むしろ領域を拡大しつつある文化行政の課題として福祉領域で文化の力を発揮することに取り組むほうが現場の実現は早いのではないかと思われる。文化行政と教育行政の連携が学校へのアーティスト等派遣を支え、現場をNPO等が担っているのと同様である。また、行政の縦割り体質が解消されていない現状を踏まえれば、文化行政と福祉行政を取り持つほどの積極的役割をNPO等が果たすことも必要かもしれない。

ただし、教育も福祉も、とアートやアーティストの活動領域が拡大することの是非も問われねばならない。社会におけるアートの重要性が増すこと自体は歓迎されるものの、担い手や資金の問題がつきまとう状況のなか、活動を広げ続けることができるものか、先行きに不安が残る。また、社会に「役に立つ」アートだけに注目が集まる危険性も考えられる。

こうした点に留意しつつも、創造的福祉社会において、すべての人が人生の最後のステージまで芸術に触れることができる機会の保障は実現されるべきであり、そのための環境整備のあり方は今後も模索されなければならない。

本稿では、数少ない事例分析からの考察ではあるが、高齢者施設での芸術体験活動に関する 現場レベルと行政施策レベルの課題を整理した。今後は、さらなる事例の収集と分類を行い、さ まざまな主体によって試行されている取り組みの詳細な分析から考察を深めたい。

注 *インターネットサイトはすべて2016年3月13日最終確認

1)「アーティスト×こども」コラム【第11回】子どもとアーティストが出会う活動の「これまで」と「これから」第1回 子どもとアーティストの、これまでの出会い大澤寅雄((株)ニッセイ基礎研究所芸術文化プロジェクト室准主任研究員)による。http://artists-children.net/column/2014/07/post-6.html

- 2)横浜市文化観光局「平成27年度事業概要」より。 http://www.city.yokohama.lg.jp/bunka/outline/outline/pdf/27uneihoushin.pdf
- 3) この項は、吉本光宏のレポートに加え、並河恵美子へのインタビュー(2014年4月2日(水)、2015年1月31日(土)にアーツ千代田にて実施)及び2015年2月11日(水祝)に福岡市内で開催された「高齢者とアートのしあわせな出会いセミナー」(主催:アートサポートふくおか)での並河の発言を収録した記録誌『高齢者とアートのしあわせな出会いを目指して』をもとに構成している。同記録誌は下記に掲載されている。http://www.as-fuk.com/koureisya.art.pdf
- 4)上記セミナーでの並河の発言。
- 5)この項は吉本のレポート、アーツアライブの公式サイト(http://www.artsalivejp.org/)及び 林容子へのインタビュー(2015年8月13日(木)アーツアライブ事務所にて実施)内容から 構成している。
- 6)アートサポートふくおか公式サイト(http://www.as-fuk.com/)及び同サイトに掲載されている 3)記載のセミナー記録誌参照。
- 7) このような場面に備える意味もあり、例えば ARDA では高齢者との活動の前に介護士を対象とした活動を行うようにしている。このことで未然に危険が起こる可能性を低減させると同時に、介護士に活動の意義を理解したうえで現場に臨んでもらえることを狙いとしているのだが、施設によってはこのような時間を割けない場合がありトラブルにつながることは前述のとおりである。
- 8) 厚生労働省公式サイト参照。「地域包括ケアシステム」 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/
- 9) 厚生労働省公式サイト参照。「介護予防」 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/
- 10)港区公式サイト参照。「みんなとオレンジカフェ」 http://www.city.minato.tokyo.jp/kaigoyobou/orenge_cafe/orengecafe201405open.html
- 11)また、子どもや障がいのある人、高齢者などさまざまな対象者との身体表現活動で知られる 体奏家・新井英夫も自治体が行う介護予防事業に関わり、65歳以上で介護保険の対象と なっていない人々とのワークショップを担当したことがあるという(上記3)に記載したセミナーでの発言)。

12)文化庁公式サイト参照。

http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/2015052201.pdf#search='%E6%96%87%E5%8C%96%E5%BA%81%E7%AC%AC4%E6%AC%A1%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E6%96%B9%E9%87%9D'

- 13) 宗像市公式サイト参照。「宗像市文化芸術のまちづくり10年ビジョン」 https://www.city.munakata.lg.jp/w017/050/130/010/201501270001.html
- 14)上記3)に記載したセミナーで(公財)熊本県立劇場事務局次長兼企画事業課長の本田恵介が紹介している。
- 15)劇場法本文は下記参照。 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H24/H24H0049.html
- 16)特定非営利活動法人芸術資源開発機構、2012年『高齢者施設へアートデリバリー;アートによるケアの可能性に関する調査報告書』p65~69参照。
- 17)対象が高齢者に限定されていないが、ARDAも対話型鑑賞プログラムとファシリテーターの 養成に取り組んでいる。

参考文献

広井良典、2011年『創造的福祉社会―「成長」後の社会構想と人間・地域・価値』(筑摩書房)

特定非営利活動法人芸術資源開発機構、2012年『高齢者施設へアートデリバリー;アートにるケアの可能性に関する調査報告書』

吉本光宏、2011年『高齢者の潜在力を引き出すアートのポテンシャルーアートが拓く超高齢社会の可能性』(ニッセイ基礎研究所ジェロントロジャーナル No.11-009,2011年) http://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=39569